

第1号様式

法定外目的税新設協議書

地方団体名 長野県 白馬村

税目 宿泊税

上記税目の新設について、地方税法第731条の規定に基づき、下記関係書類を添付の上協議する。

記

- 1 理由書
- 2 法定外目的税総括表（第2号様式）
- 3 白馬村宿泊税条例の謄本
- 4 法定外目的税収入見込額調（第4号様式）
- 5 資料
 - (1) 税率の根拠
 - (2) 収入見込額及び徴収費用見込額の積算根拠
 - (3) 使途の明細及び積算根拠
 - (4) 入湯税の使途との棲み分けの考え方
 - (5) 課税免除、免税点及び特別徴収義務者報償金等の考え方
 - (6) 宿泊事業者との調整状況
 - (7) パブリックコメントの実施状況
 - (8) 検討委員会等資料
 - (9) 長野県との調整状況

令和7年3月31日

長野県 白馬村長 丸山 俊郎

総務大臣 村上 誠一郎 殿

理 由 書

地方団体名 長野県 白馬村
税 目 宿泊税

1 背 景

白馬村は、北アルプス白馬連峰という象徴的かつ魅力的な山岳資源を有し、登山やスキーを中心とした観光立村として今日まで発展を遂げてきた。近年では、日本人観光客数の減少傾向が続いている一方で、訪日外国人観光客数が急激に増加する等、観光を取り巻く環境に加え、住民の生活環境も劇的に変化している。また、国内他地域と同様に、人口減少・少子高齢化の進展は今後益々厳しさを増していくと推測され、将来は必ずしも楽観視できる状況ではない。

こうした環境変化の中にあって、白馬村を将来にわたり持続可能な観光地としていくため、平成 28 年 3 月に「白馬村観光地経営計画」を策定し、観光地として目指すべき方向性や必要な戦略等を示すとともに、これらを実行していくための体制や方策をとりまとめた。

「白馬村観光地経営計画」では、白馬村観光の目標像を「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残す マウンテンリゾート・Hakuba」と定め、10 の戦略が示されたほか、各戦略を進めていくための基盤整備として、計画を着実に推進していくための体制の構築を進めるとともに、観光地域づくりを推進するための新たな独自財源の確保を図ることとされた（右図）。



計画推進体制の構築と財源の確保

計画を着実に推進するための体制を構築するとともに、観光まちづくりを推進するための新たな独自財源の確保を図ります。

9-1. 観光推進体制の見直し

- ①既存組織を含む推進体制の見直し
- ②周辺地域との広域連携体制の構築
- ③日本国内での連携体制の構築

9-2. 観光振興のための財源の確保

- ①受益者負担による新規財源の検討
- ②外部からの多様な資金調達方策の検討

2 独自財源の必要性

白馬村観光の現状や課題、今後の方向性を踏まえると、ハード・ソフト両面から様々な観光振興施策に取り組んでいく必要がある。一方で、高齢化による社会保障関係費の増加に加え、教育や子育て関係費、道路や水道、ごみ処理等の社会的基盤の維持費の増加などによって、村財政の硬直化が懸念されており、既存財源の中では観光振興のための財源を安定的かつ継続的に確保することが困難になってきている。

また、自治体の標準的な財政需要は、人口を基本に設定されていることから、観光振興施策の成果として村税収入が増加しても地方交付税が減少することとなるため、財政規模に変わりはなく、自主財源の増加は見込むことができない。

人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、白馬村が観光立村として生き残るためには、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須である。そのための財源は依存財源ではなく、自主財源によって

必要な収入規模を安定的かつ持続的に確保することが重要であり、施策等の決定においてはスピード感が求められる点からも自主財源が有利である。

以上を考慮すると、自主財源としては法定外税が適切であり、その一つである宿泊税については、多くの自治体で既に導入されており、導入に向けた検討も進められている。地域の魅力を求めて来訪する者にその魅力の維持管理に対して支援を求めることや、来訪による環境への負荷に対して負担を求めることは社会的にも十分に認められてきている。

3 宿泊税（法定外目的税）の新設

新設する法定外目的税は宿泊税で、その目的は、美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てることである。

宿泊税は観光客である宿泊者が負担するものであることから、観光客の利便性や満足度の向上に資する事業に充てることを前提とし、同時に、観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業にも充てる（右図）。あわせて、地域資源を保全・活用・継承するための環境と制度を整えることで、次世代に誇れる持続可能な観光地域を実現する。

白馬村宿泊税の主な用途	
1. 観光客の利便性・満足度向上に資する事業	- 観光インフラ（二次交通、観光DX、観光コンテンツ等）の整備 - 魅力あるまちづくり（観光人材育成、景観向上・修景整備、滞在空間、ユニバーサルデザイン等）
2. 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業	環境保全（観光に起因するゴミ・CO2対策、自然環境整備等）
3. 徴収・運用の仕組みづくり	宿泊税の導入・運用に係る経費
4. 中長期的な戦略／計画の設定	各種統計調査、観光地経営ビジョンの作成
5. 観光リスクマネジメント	- 災害・疫病などの観光客向け対策（防災情報の多言語化、避難所整備、感染症対策） - 観光客のマナー向上や滞在中の安全に関する事業（救急・消防・医療体制の確保）

4 使途の持続的な管理

宿泊税は目的税であっても、使途が発散するリスクがあるため、使途を持続的に管理する仕組みが必要である。そのため白馬村では、「白馬村宿泊税条例」と同時に「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」を制定した。

持続可能な観光地経営に関する条例では、宿泊税の使途の基本方針を定めるとともに、使途を審議する観光地経営会議を地方自治法に基づく執行機関の附属機関と位置付け、さらに観光地経営会議が策定する観光地経営ビジョンをこの条例を根拠とした法定計画とした。また、観光地経営ビジョンを推進するための事業に要する財源として宿泊税を課することとし、宿泊税条例で賦課徴収について定めている。宿泊税と連動する形で、使途に関する条例を定め、宿泊税が観光地域づくりや観光地経営に確実に活用していくことを担保している。

第 2 号様式

新設法定外目的税総括表

課 税 団 体 名		長野県 白馬村	
(イ) 税 目	宿泊税 (法定外目的税)	(ロ) 徴 収 方 法	特別徴収
(ハ) 課 税 客 体	白馬村内に所在する次の宿泊施設における宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅		
(ニ) 税収の使途	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用		
(ホ) 課 税 標 準	白馬村内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法に規定する旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅		
(ヘ) 納税義務者	白馬村内に所在する次の宿泊施設の宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅		
(ト) 税 率	1 人 1 泊の宿泊料金の区分に応じた次の額 ・ 6,000 円以上 20,000 円未満 150 円 ・ 20,000 円以上 50,000 円未満 350 円 ・ 50,000 円以上 100,000 円未満 850 円 ・ 100,000 円以上 1,850 円 ただし、制度開始 3 年間は次の額 ・ 6,000 円以上 20,000 円未満 100 円 ・ 20,000 円以上 50,000 円未満 300 円 ・ 50,000 円以上 100,000 円未満 800 円 ・ 100,000 円以上 1,800 円		
(チ) 収入見込額	211 百万円 (制度開始 3 年間)	250 百万円 (制度開始 4 年目以降)	
(リ) 非課税事項	次に掲げる宿泊 ・幼稚園、小学校から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊 ・保育所等の施設の主催する行事としての宿泊		

(ヌ) 徴収費用見込額	25,172 千円 (制度開始 3 年間)	29,892 千円 (制度開始 4 年目以降)
(ル) 課税を行う期間	条例施行後 3 年 (その後は 5 年) を目途に見直し	
(ヲ) その他必要事項		

(記載上の注意)

- 1 (ロ) の欄は、普通徴収、特別徴収、証紙徴収等その方法を記載すること。
- 2 (ニ) の欄は、法定外目的税を新設する団体のみ記載すること。この場合、使途の明細及び積算根拠を別紙として添付すること。
- 3 税率、収入見込額及び徴税費用見込額については、その積算根拠を別紙として添付すること。
- 4 記載してきれないものは、別紙としても差し支えないこと。

第 4 号様式

法定外目的税収入見込額調

税目 宿泊税

年 度	課 税 標 準	税 率	非 課 税 分	収入見込額	備 考
令和 8 年度 (令和 8 年 6 月 1 日施行)	847,500 泊	別紙のとおり	0 千円	196,942 千円	別紙のとおり
令和 9 年度	943,500 泊	別紙のとおり	0 千円	211,073 千円	別紙のとおり
令和 10 年度	943,500 泊	別紙のとおり	0 千円	211,073 千円	別紙のとおり
令和 11 年度	943,500 泊	別紙のとおり	0 千円	250,650 千円	別紙のとおり
令和 12 年度	943,500 泊	別紙のとおり	0 千円	250,650 千円	別紙のとおり
合 計	4,621,500 泊		0 千円	1,120,388 千円	

備考 1 備考欄に、課税標準の推計基礎その他に関する参考事項についての詳細を記載すること。
2 変更の場合には、変更前後を区別して記入すること。
3 課税を行う期間中のすべての年度について記載すること。
また、課税を行う期間の定めのないものについては、税の内容等を踏まえ、適当と考えられる年度までの間について記載すること。

(別紙)

税 率 等

1. 税率

1 人 1 泊の宿泊料金の区分に応じた次の額

(令和 8 年度～10 年度)

・ 6,000 円以上 20,000 円未満	100 円
・ 20,000 円以上 50,000 円未満	300 円
・ 50,000 円以上 100,000 円未満	800 円
・ 100,000 円以上	1,800 円

(令和 11 年度以降)

・ 6,000 円以上 20,000 円未満	150 円
・ 20,000 円以上 50,000 円未満	350 円
・ 50,000 円以上 100,000 円未満	850 円
・ 100,000 円以上	1,850 円

2. 非課税分

白馬村宿泊税条例では、第 4 条において課税免除を規定し、第 5 条において免税点を規定している。第 4 条に該当する宿泊については、第 5 条にも該当する宿泊であることから、非課税分の欄は 0 千円としている。

3. 課税標準の推計基礎

課税標準となる白馬村内における宿泊数は、2019 年モバイル空間統計データ（月別、国内・訪日外国人宿泊客数、平均滞在日数）をベースに、グリーンシーズン（5 月～11 月）については村観光統計データから算出した 2019 年比を乗じて算出し、ウィンターシーズン（1 月～4 月、12 月）についてはスキー場統計データ（HVPB、国内・訪日外国人来場者数）から算出した 2019 年比を乗じて算出した。

収入見込額の推計に当たっては、料金帯別の宿泊数が必要になるため、大手 OTA の 2023 年度宿泊実績を用いて、上記宿泊数を料金帯別に分類した上で、該当税率を乗じた。